

公募要領等について



1. 公募要領の構成について

平成22年度科学研究費補助金公募要領では、以下のとおりの構成としています。
関係する方におかれましては、該当する箇所について十分ご確認願います。

科学研究費補助金の概要 (文部科学省 P1 日本学術振興会 P1)	科学研究費補助金の目的・性格、研究種目 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係 科研費に関するルール 競争的研究資金の適正な執行に関する指針
公募の内容 (文部科学省 P5 日本学術振興会 P5)	公募する研究種目 応募から交付までのスケジュール 各研究種目の内容
応募される方へ (既に採択されている方へ) (文部科学省 P19 日本学術振興会 P11)	応募の前に行っていただくべきこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資格の確認 ・ 研究者情報の e-Rad への登録の確認 ・ 電子申請システムを利用するための ID・パスワードの取得 ・ 重複制限の確認 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等
研究機関の方へ (文部科学省 P38 日本学術振興会 P50)	「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと 応募書類（研究計画調書）のとりまとめに当たって確認していただくべきこと 応募書類（研究計画調書）のとりまとめ 応募書類（研究計画調書）の提出等

2. 公募要領等の主な変更点等について

【公募要領】

<第1種・第2種・第3種科研費に共通する事項>

(1) **重複制限に関する説明の充実**（公募要領 P20～29（文）、P12～22（学））

- ①「重複制限の設定に当たっての基本的考え方」を示すとともに、
- ②重複制限一覧表について、「研究者の状況」（ある研究種目について、新規に応募する場合や既に研究代表者となっている場合等）に応じてどの研究種目に新規に応募できるかについて、できるだけわかりやすくなるよう改善しました。（次表参照）
- ③このほか、以下について「重複制限」の取扱いを一部変更していますので、公募要領を十分確認してください。
 - ・「新学術領域研究（研究領域提案型）」の領域代表者（「総括班」の研究代表者）の一部（「特別推進研究」、「基盤研究（S）」、「若手研究（S）」との関係）
 - ・「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究分担者と「新学術領域研究（研究課題提案型）」との関係
 - ・「新学術領域研究（研究課題提案型）」の研究分担者と「特別推進研究の研究分担者又は挑戦的萌芽研究の研究代表者」との関係

(例)「研究代表者 → 研究代表者」型

(表の見方)「甲欄の研究課題について研究代表者として応募しようとする者又は既に研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

乙欄			特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B		基盤研究 C	若手研究 S	若手研究 A	若手研究 B	特定領域研究		新学術領域研究			挑戦的萌芽研究	
					一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	一般				計画研究	公募研究	研究領域提案型				
															総括班	計画研究	公募研究		研究課題提案型
新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規			
甲欄			代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者		
基盤研究 (S)	新規	代表者	□	—	■	■	×	×	×	×	×	×			□	※		×	
	継続	代表者	□	—	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲	▲		▲	

空欄：双方の研究課題とも応募できます。

「—」：同一の研究種目においては、研究代表者として一研究課題しか応募できません。そのため、既に基盤研究（S）の研究代表者となっている場合にも、当然、基盤研究（S）に応募することはできません。

「×」：基盤研究（S）の研究代表者として新規に応募する場合には、該当する研究種目には応募できません。

「▲」：既に基盤研究（S）の研究代表者となっている場合、該当する研究種目には応募できません。

「■」：基盤研究（S）の研究代表者として新規に応募する場合、「基盤研究（A）」にも応募できますが、双方採択となった場合には、基盤研究（S）のみ実施することとなります。

「□」：基盤研究（S）の研究代表者として新規に応募する場合、「特別推進研究」等にも応募できますが、双方採択となった場合には、「特別推進研究」等のみ実施することとなります。

「※」：基盤研究（S）の研究代表者として新規に応募する場合、「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究代表者として応募できますが、双方採択となった場合には、研究者がどちらか一方の研究課題を選択することとなります。

(2) 「系・分野・分科・細目表」の一部変更について（公募要領 P58～75（文）、P28～48（学））

「科学研究費補助金における生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援の在り方について（審議のまとめ）」（平成21年1月30日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）をもとに、科学研究費補助金審査部会において審議が行われ、**生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）に関連する分科、細目を一部変更しました**。具体的な内容は以下のとおりです。

1) 分野「総合領域」について、以下の分科、細目を追加・修正しました。

- ・分科「神経科学」を「脳神経科学」に変更
- ・分科「脳神経科学」に細目「融合基盤脳科学、融合脳計測科学、融合社会脳科学」を追加

分野	分科	細目名	分野	分科	細目名
総合領域	神経科学	神経科学一般	総合領域	脳神経科学	神経科学一般
		神経解剖学・神経病理学			神経解剖学・神経病理学
		神経化学・神経薬理学			神経化学・神経薬理学
		神経・筋肉生理学			神経・筋肉生理学
	融合基盤脳科学				
	融合脳計測科学				
	融合社会脳科学				

- ・分科「腫瘍学」を追加
- ・細目「発がん、腫瘍生物学、腫瘍免疫学、腫瘍診断学、臨床腫瘍学、がん疫学・予防」を追加（追加）

分野	分科	細目名
総合領域	腫瘍学	発がん
		腫瘍生物学
		腫瘍免疫学
		腫瘍診断学
		臨床腫瘍学
		がん疫学・予防

2) 分野「複合新領域」について、以下のとおり細目を変更しました。

- ・分科「ゲノム科学」を細目「ゲノム生物学、ゲノム医科学、システムゲノム科学、応用ゲノム科学」に変更

分野	分科	細目名	分野	分科	細目名
複合新領域	ゲノム科学	基礎ゲノム科学	複合新領域	ゲノム科学	ゲノム生物学
		応用ゲノム科学			ゲノム医科学
		ゲノム情報科学			システムゲノム科学
					応用ゲノム科学

(3) 「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」について(公募要領 P19(文)、P11(学))

「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」(以下「電子申請システム」という)へのアクセスに「府省共通研究開発管理システム」(e-Rad)を活用することになりました。

このことに関して、研究機関において特に留意すべき事項については、本説明資料の3(22~23頁)を参照してください。また、「電子申請システム」による研究計画調書の作成・提出等に関しては、資料3(25頁以降)も参照してください。

(4) 競争的資金の適正な執行に関する説明の充実について(公募要領 P3~4(文)、P3~4(学))

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、「不合理な重複及び過度の集中の排除」や「不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応」に関する説明を充実しました。

なお、科研費では、従前より審査過程で「不合理な重複又は過度の集中に該当しないか」を確認していますが、今般、財務省「平成21年度予算執行調査」において、「類似の研究課題での科研費の受給が制限されうるという取組の徹底」が求められたことも踏まえ、あらためて周知をお願いするものです。

また、上記「競争的資金の適正な執行に関する指針」を踏まえた適正な審査を行うため、研究計画調書(「新学術領域研究(研究領域提案型)」「新学術領域研究(研究課題提案型)」「特定領域研究」「特別推進研究」「基盤研究」「挑戦的萌芽研究」「若手研究」)において、「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の記入方法の見直しを行っています。

<第1種科研費に関する事項>

(1) 「新学術領域研究(研究領域提案型)」について(公募要領 P6(文))

・ 研究領域の構成について

① 研究領域は、「計画研究」と「公募研究」により構成すること。

② 「計画研究」を相当数設け、必ず「総括班」を1つ設定しなければならない。

※ 「総括班」を設けていない場合には、応募研究領域は審査に付されない。

③ 応募の段階で、研究期間の途中から(2年度目以降)計画研究を追加する計画は認めない。

例えば、次のような場合が考えられますが、当該計画は認められません。

× 平成22年度から研究領域を設定する場合であって、平成24年度から「当初応募時点で当該領域を構成する計画研究に参加していないA教授を研究代表者とする計画研究を追加すること」を前提とした計画

④ 「公募研究」を必ず設けなければならない。

※ 「公募研究」を設けていない場合には、応募研究領域は審査に付さない。

※ 本研究種目の目的を踏まえ、領域設定期間の2~5年目の各年度において、

数件以上の公募研究を設定すること。

また、公募研究の件数・金額の設定については、真に必要な件数及び研究遂行が十分可能な経費を計上してください。例えば、次のような計画は避けてください。

× 公募研究の件数を多くするため、個々の公募研究における研究遂行が事実上困難と思われる少額な金額を設定すること。

・研究領域（新規）の構成員の「総括班」への参画形態について

研究領域（新規）を構成する研究者が、「総括班」に参画できる形態は以下のとおりです。

研究領域(新規)の構成		「総括班」への参画形態
領域代表者	→	研究代表者
計画研究の研究代表者	→	研究分担者又は連携研究者
計画研究の研究分担者	→	研究分担者、連携研究者又は研究協力者
計画研究の連携研究者又は研究協力者	→	連携研究者又は研究協力者

- ① 領域代表者は、必ず「総括班」の研究代表者となります。
- ② 「計画研究」の研究代表者は、「総括班」の研究分担者又は連携研究者として**必ず参画**しなければなりません。
- ③ 「計画研究」の研究分担者は、必要に応じて「総括班」に参画することができます。
- ④ 「計画研究」の研究代表者及び研究分担者以外の者は、必要に応じて「総括班」の連携研究者又は研究協力者として参画することができますが、「総括班」の研究分担者になることはできません。

(2) 「新学術領域研究（研究課題提案型）」について（公募要領 P11（文））

研究計画調書のうち A 項目（A-i ～ A-viii）部分は、書面審査においては特定の個人情報に伏せた上で審査を行っております。

本項目について、特定の個人を識別できるような場合など対応が不十分な研究課題については、それを理由として採択しないことがあります。

具体的には、下記の例も参考にしてください。

【参考】

特定の個人を識別する個人情報を伏せた記入の例

1) 引用文献を示す場合（研究代表者である科研太郎の論文を引用する場合）

×問題となりうる例

- ア. 「～であることが明らかにされている。(①科研太郎 ②『科学研究費補助金の研究』(③文科ジャーナル 第1巻 100-110 2005年))
- イ. 「研究代表者は～であることを解明した。(④Kaken, T. ⑤"Study of Grants-in-Aid for Scientific Research." ⑥Monka Journal 1. 100-110 (2005))」

上記の場合、以下の点が問題となります。

①著者名を明示している点

（アの場合：科研太郎
イの場合：Kaken, T.）

※「著者である科研は～」など、姓のみ表示することも避けてください。

②文献名を明示している点

（アの場合：『科学研究費補助金の研究』
イの場合："Study of Grants-in-Aid for Scientific Research."）

③収録されている雑誌名を明示している点

（アの場合：文科ジャーナル
イの場合：Monka Journal）

なお、引用文献については研究計画調書の「研究業績」欄（B-i）にその旨を記入することができます。これを利用して、「引用文献1」、「引用文献2」などと記入することは問題ありません。

○問題ない例

- ア. 「～であることが明らかにされている。(引用文献1)」
- イ. 「研究代表者は、～であることを解明した。(引用文献2)」

上記の場合、著者名、文献名、雑誌名等を伏せ、「引用文献1」、「引用文献2」と表示しているので問題ありません。

2) 研究で使用する設備の設置場所を示す場合

×問題となりうる例

「～の研究を行うに当たっては、虎ノ門大学に設置されている大型検出装置を使用し～」

上記の場合、以下の点が問題となります。

使用する設備の設置場所である研究機関名を明示している点 (虎ノ門大学)

※「虎大」のように研究機関名を略称で表示することも避けてください。

○問題ない例

「～の研究を行うに当たっては、A大学に設置されている大型検出装置を使用し～」

上記の場合、研究機関名を伏せているので問題ありません。

3) 承認を受けた倫理委員会の名称に研究機関を含む場合

×問題となりうる例

「本研究の遂行に関しては、平成21年10月1日に虎ノ門大学倫理委員会において承認を得られている。」

上記の場合、以下の点が問題となります。

承認を受けた倫理委員会の名称が設置された研究機関名を含んでいる点 (虎ノ門大学倫理委員会)

※「虎大倫理委員会」のように研究機関名を略称で表示することも避けてください。

○問題ない例

「本研究の遂行に関しては、平成21年10月1日にA大学倫理委員会において承認を得られている。」

上記の場合、倫理委員会が設置された研究機関名を伏せているので問題ありません。

<第2種・第3種科研費に関する事項>

(1) 「若手研究S・A・B」について、「研究計画最終年度前年度の応募」を導入（公募要領P9（学））

若手研究から基盤研究への研究計画の移行が円滑に図られるように、「重複制限」を緩和し、「若手研究S・A・B」に「研究計画最終年度前年度の応募」を導入しました。

具体的には、若手研究のうち研究期間が4年以上の研究課題について可能です。

このため、平成19年度に採択された「若手研究（A・B）」の研究課題のうち研究期間が4年の研究課題については、平成21年度が研究期間の3年度目に当たりますので、平成22年度公募において、「研究計画最終年度前年度応募」を行うことができます。

なお、研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することのできる研究種目は、「基盤研究」のみとなります。

(2) 「若手研究 S・A・B」について、「受給回数制限」を導入（公募要領 P9（学））

若手研究（S・A・B）を通じて、**受給(注1)回数を2回まで(注2)とする回数制限**を導入しました。

なお、平成25年度公募までの間、以下の**経過措置**を設けています。

○ 既に若手研究（S・A・B）の受給回数が2回以上であっても、年齢制限の範囲内であれば、若手研究（S・A・B）のいずれかの研究種目で1回受給することができる。

(注1) ここでいう「受給」とは、「**交付決定を受けること**」をいいます。

また、複数年度にわたる研究課題については、同一の課題番号で複数回交付決定を受けた場合であっても「受給回数1回」とします。

(注2) ただし、若手研究（S）を受給することができる回数は1回限りです。

(3) 研究計画調書において、「研究目的」「研究計画・方法」欄に「概要」欄を新設（「基盤研究」「挑戦的萌芽研究」「若手研究」）

審査委員が、「研究目的」「研究計画・方法」を端的に把握できるように、「概要」について簡潔に記述する欄を設けました。

(4) 研究計画調書「研究業績」欄の記入について（「基盤研究」）

研究代表者、研究分担者、連携研究者が発表した論文について「研究業績」欄に記入する発表論文の著者名等の表示方法を次のとおり変更しました。（これまでは、研究代表者、研究分担者、連携研究者の表示方法を同一の方法（下線を付す）としていました。）

「研究代表者（二重下線）」・「研究分担者（一重下線）」・「連携研究者（点線の下線）」

<電子申請システムに関する事項>

(1) メニュー画面の見直し

応募者向け、機関担当者向け、部局担当者向けのトップメニュー画面構成を見直し、処理手続きごとにカテゴリを整理するとともに、応募・申請に関する重要なお知らせを表示する画面を新設しました。

(2) 応募情報入力画面構成の見直し

「研究組織」欄を応募情報入力画面中に盛り込むことで、別途、画面を切り替えることなく全ての応募情報が入力できるよう画面構成を変更しました。

(3) 入力情報の「一時保存」機能の充実

入力画面上に最終保存日時とともに、最終保存日時からの経過時間を表示し、また、入力画面上に「一時保存」ボタンを複数設置しました。

(4) 入力情報の確認方法の見直し

入力した応募情報をPDF化せずに確認できるよう機能を充実させました（応募情報を確認するためのPDF変換処理を不要としたことにより、研究計画調書の作成時間を短縮できるようにしました。）。

3. 研究機関において特に留意する事項

(1) 研究者情報の e-Rad への登録

応募しようとする研究代表者のほか、研究組織を構成する研究分担者及び連携研究者は、e-Rad に「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募に当たって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者が e-Rad を利用し、手続きを行うこととなります。

※ 既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※ 具体的な登録方法については、e-Rad の「所属研究機関用マニュアル（科研費の研究機関用）」を確認してください。

なお、平成 21 年 8 月 24 日以降、電子申請システムにログインする際に必要な認証情報を e-Rad の ID・パスワードに一元化したことにより、e-Rad による研究者情報の登録について、登録期間（期限）を設けることなく随時可能となりました。

※ 研究者情報の登録（更新）は、応募書類の提出期限に対して時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに完了するようにしてください。

※ 本手続きについては、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続きの一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

【参考】[e-Rad 研究者情報登録画面]

(2) 研究機関に属している研究者についての ID・パスワードの確認

平成 22 年度公募から、研究者が科研費に応募するためには、e-Rad にログインした上で「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」（以下「電子申請システム」という。）にアクセスして手続きを行うこととしております。

このため、研究者は、e-Rad の ID・パスワードを保有していなければなりません。

研究機関は、応募を予定している研究者で ID・パスワードを有していない者がいる場合には、次のような対応をしてください。

① 研究機関用の電子証明書及び ID・パスワードの取得について

研究機関用の電子証明書及び ID・パスワードを取得されていない場合には、まず、e-Rad ポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

※ e-Rad の電子証明書及び I D ・パスワードの取得については、e-Rad ホームページ「システム利用に当たっての事前準備」(<http://e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>) でご確認ください。

※ 登録申請から「研究機関用の I D ・パスワード」が到着するまで、おおよそ 2 週間程度かかります。

② 応募を予定している研究者に対する I D ・パスワードの付与

各研究者の I D ・パスワードは、e-Rad に研究者情報を登録することにより発行されます。具体的な付与の方法については、e-Rad の「所属機関用マニュアル（科研費の研究機関用）」を確認してください。

※ 一度付与した研究者の I D ・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

※ e-Rad の操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(3) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告

研究者が作成する応募書類以外に、研究機関が作成、提出する書類として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書」（以下、「報告書」という。）がありますので、平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日（火）までに e-Rad により「文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室」に提出してください。

なお、別途、電子申請システムにより応募書類の提出に当たって必要な手続きを進められますが、当該報告書の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募は認められませんので、十分にご注意ください。

また、e-Rad を使用した報告書の提出方法や様式等については、別途、文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室から、各研究機関に通知する予定です。

<問い合わせ先>

（ガイドラインの様式・提出等について）

文部科学省 科学技術・学術政策局 調査調整課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

